

## 石岡市教育バスの運賃の見直しについて（変更なし）

## 1 事業名称

石岡市教育バス運行事業

## 2 運賃の見直し日

令和8年2月1日から

## 3 事業の内容

石岡市教育バスの運行

① 石岡市教育バスの運行エリアは石岡市全域及びあらかじめ決められた路線とする。ただし、対象の児童・生徒の乗車のみを可能とする。

・石岡市全域及びあらかじめ決められた路線の他、学校行事等での活用においては市域外への乗り入れも行う。

② 石岡市教育バス運行の種類は児童・生徒輸送と学校行事等とし、児童・生徒輸送については、石岡市が定める小学校及び中学校の指定された児童・生徒とする。

・児童輸送を行う小学校は次の3校とする。

石岡市立石岡小学校、石岡市立東小学校

石岡市立柿岡小学校

・生徒輸送を行う中学校は次の2校とする。

石岡市立八郷中学校、石岡市立石岡中学校

## ③ 石岡市教育バスの運賃について

・事前に教育委員会に届出を提出し、承認を得ている児童・生徒を対象とする場合

児童・生徒が登下校ともに利用する場合 1人につき月額2,000円

児童・生徒が登下校のどちらかを利用する場合 1人につき月額1,000円

児童・生徒が登下校のどちらか1回利用する場合

1人につき1乗車あたり100円

## ④ 石岡市教育バスの定期券及び乗車券は次のとおりとし、運行主体が発行及び運賃収受をする。

・児童生徒定期券 往復月額 2,000円券

片道月額 1,000円券

・児童生徒乗車券 100円券

## 【運行に關すること】

---

